

イギリスにおける不公正証拠排除と「重大かつ実質的な違法」の基準

——上訴裁判所の初期の事例について

小浦 美保

目次

- 一、はじめに
- 二、供述証拠に関する事例
- 三、非供述証拠に関する事例
- 四、「重大かつ実質的な違法」を判断する要素
- 五、おわりに

一、はじめに

イギリス⁽¹⁾において、証拠の収集過程に何らかの違法行為が介在した場合、当該証拠の証拠能力を否定することが認められている。これを一般に不公正証拠 (unfair evidence) 排除といい、裁判官は裁量により当該証拠を排除でないものとされてくる。そして、不公正証拠の排除裁量は、非供述証拠のみならず、供述証拠を排除する場面においても用いられる。

この裁量排除は、コモン・ローで発展してきたものであるが、一九八四年警察および刑事証拠法 (the Police and Criminal Evidence Act 1984 (c. 60))⁽²⁾ (以下、「一九八四年法」という) 七八条に規定されたことで制定法の地位を得ており、現代においてはすでに確立されたものといってよい。他方で、伝統的立場においては、証拠の採否を決する基準は当該証拠の争点との関連性にあるとされ、不公正証拠が排除される場面は例外的なものであるとも考えられてきた⁽³⁾。この、不公正証拠排除の「例外性」は、比較的軽微な違法に基づき獲得された証拠の採否を決する場面において、より色濃いものとなっているように見える。

例えば、P・ロバートとR・ズッカーマンは、取調べに関連して行われた些細な違反は重大犯罪に関する被告人の自由を排除する根拠とはなり得ず、むしろののような違反に対し自動的に排除裁量が行使されるとしたら、完全に不均衡である、と述べている⁽⁴⁾。たしかに、捜索・押収・逮捕・取調べ・証拠の扱い等に関して詳細な規定を置く一九八四年法やその実務規範 (the Codes of Practice)⁽⁵⁾ に反して獲得された証拠の証拠能力が問題となつた事例を概観しても、証拠獲得における違法行為から即座に証拠排除を導くといったことは、行われていない⁽⁶⁾。それでは、このような例外性を超えて、証拠排除の判断がなされる場面とは、いったいどのようなものなのであろうか。
この問いは、一九八四年法が施行された後、しばらくの間は、イギリスの裁判所を悩ませるものであった。それ

というのも、同法七八条の裁量証拠排除に関する規定は、それ自体不明瞭であり、解釈が困難なものとされているからである。⁽⁷⁾

本稿では、イギリスにおいて証拠排除がなされる基準を紐解くため、もしさたり、排除にあたって考慮される要素の内、「重大かつ実質的 (significant and substantial) な違法」の基準について、一九八四年法の解釈をめぐる検討が多く見られた時期の上訴裁判所 (the Court of Appeal) の判例を中心に確認していくとする。

二、供述証拠に関する事例

すでに述べたように、イギリスにおいて、証拠収集過程に違法行為が介在していたとしても、その事実をもつて当該証拠の排除が導かれるわけではない。一九八四年法およびその実務規範に反する行為が行われたとしても、それが軽微なものであれば、証拠排除の根拠とはならないのである。このことに関するリーディングケースとして、一九九〇年の二つの事件がある。まずはこれらを確認しておこう。

(一) キーナン事件 (*R v Keenan*)⁽⁸⁾

キーナン事件は、以下ののような事案である。被告人は、法定速度を超過して自動車を運転していたところ、捜査官によつて停止させられ、逮捕の上、警察署に連行された。その際、武器 (手製の槍) を所持していたとされ、速度違反等にかかる自動車運転犯罪と、武器所持のかどで訴追された。このうち、武器所持罪に関してのみ刑事法院 (the Crown Court) での公判審理に付せられた。

公判においては、取調べを行つた捜査官らが、一九八四年法六六条に基づき定められた実務規範C (C-1-1-III

(b) (ii)、C一一・六およびC一二・一⁽¹⁰⁾に違反して、取調べ記録をとらなかつたこと、または、取調べ調書を閲覧する機会を被告人に与えなかつたことを根拠として、当該取調べに関する証拠の許容性につき、被告人から異議が出された。刑事法院は、そのような手続違反によつて生じた不公正さは被告人自身が証人席で取調べ状況につき証言することによつて治癒されるとの前提に立ち、異議を棄却した。さらに公判では、被告人が槍の発見された車を単に取得したのみであること、槍が警察署において被告人に示されなかつたこと、そして取調べ 자체そもそも行われていなかつたことを示す証拠が被告人から提示された。

被告人は有罪判決を受けたが、取調べにかかる証拠を許容する判断につき、裁判官が一九八四年法七八条の裁量行使を誤つたとして、上訴した。

上訴裁判所は、まず、本件において、実務規範の取調べに関連する規定に対する明らかなる違反があつたと認定し、その上で、刑事法院における証拠排除をしないとした判断につき、以下のように指摘した。まず、刑事法院は、当該証拠を排除せずとも、被告人が公判において証人として取調べ状況につき供述することで、当該記録の瑕疵によつて生じた不公正さが治癒されると考えていたが、上訴裁判所は、当該記録が排除されていたとしたら被告人が証言をしなかつたであろうことを考えれば、当該記録の証拠能力を認めることは、被告人の黙秘権を不公正に奪うことになると判断した⁽¹¹⁾。次に、被告人の主張は、つまりところ、当該証拠が捏造されたものだということであるが、そうすると、被告人は証言を強要されるばかりでなく、証言席において自身の性格をも論点に争わなければならないことになり、当該証拠を許容することは、不公正であるとした⁽¹²⁾。そして、被告人は、取調べ記録の不正確さを正す機会を与えられておらず、彼自身、何を供述したかをメモしていないという実質的に不利益な状況におかれているのであるから、被告人の主張が、当該取調べが不正確に記録されたものだというならば、これを証拠として許

容することは明らかに不公正であると述べ⁽¹³⁾、当該証拠を排除した。取調べに関する証拠を排除した結果、被告人の有罪を支持する証拠は非常に脆弱であつたため、上訴裁判所は、有罪判決を破棄した。

以上のように、キーナン事件は、自動車運転犯罪をきっかけに発覚した武器所持の罪に関する裁判であつた。被告人に対する取調べは、実務規範の要求する取調べ記録を取らずに実施され、取調べ後の調書の閲覧の機会も被告人には与えられなかつた。本件では、このような実務規範違反そのものが、証拠（取り調べ記録）の排除に結びついたのではない。仮にその証拠能力を認めた場合には、被告人が証人として尋問を受ける結果となつてしまふという影響が考慮された結果、当該証拠の不公正さが認められたのである。

このような判断について、ホッジソン判事（Hodgson）⁽¹⁴⁾は、以下のように述べている。

「実務規範に対する個々の違反やそれらの組み合わせがあつたとしても、それらのすべてが一九八四年法七六条または七八条の下で取り調べに関する証拠の排除を正当化するわけではない。違反は、重大で実質的なものでなければならぬのである」⁽¹⁵⁾。

以上のように、本件では、実務規範に違反して作成された取調べに関する証拠が排除された事例ではあるが、証拠が排除されるためには、単に軽微な違反があつたのでは足りず、「重大で実質的な」違反が介在する必要があることが示された。そして、その違反の程度を判断するにあたっては、当該証拠を採用した場合に被告人に及ぼうる影響が考慮されたものと理解することができる。

（二）ウォルシュ事件（*R v Walsh*⁽¹⁶⁾）

次に、キーナン事件と同じく取調べ過程での一九八四年法および実務規範違反が問題となつた一九九〇年のウォ

ルシユ事件を確認しておこう。

中央刑事裁判所 (the Central Criminal Court) の認定によれば、被告人は、警備装置の取り付けられた場所から四〇〇〇ポンドの入った貸金庫を強奪したとされる。警報が鳴り、被告人は貸金庫をその場に落として、そのまま逃走した。被告人がタクシーに乗り込むまで追跡をしていたとされる証人がおり、また警報が作動した直後に駆け付けた捜査官により、銃を所持してタクシー内にいる被告人が発見された。被告人は、近隣の喫茶店で第三者からピストルを手に入れたにすぎず、強盗の事実はないとの主張をした。被告人は、強盗と正式起訴犯罪を犯す目的で武器を所持していたことにつき訴追され、有罪判決を受けた。

被告人は、警察署においてなされた二人の捜査官による取調べの過程で行つた不利益供述に関する証拠を排除するよう申し立て、有罪判決に対しても上訴した。

上訴裁判所によれば、取調べに際して、弁護人により法的助言を受ける権利を規定する一九八四年法五八条違反があり、さらに、取調べ記録の作成がなされなかつたこと、取調べ過程の記録がなされなかつた理由が書きとめられなかつたこと、取調べ記録の閲覧・署名の機会が被告人に与えられなかつたことといった、キーナン事件と同様の実務規範違反に加え、本来取調べ室で行われるべき取調べ（実務規範C一二・四⁽¹³⁾）が、留置場の房の中で行われたという違反があつたとされる。中央刑事裁判所がこのような状況下で行われた供述に関する証拠の排除を認めなかつたのは、これらの一九八四年法および実務規範違反が被告人の供述に影響を及ぼさなかつたこと、そして捜査官らが当該取調べについて悪意（bad faith）をもつて行動したのではないことを理由とするものだつた。

上訴裁判所は、一九八四年法五八条の目的が「公正を果たすことにある」としたうえで、当該証拠を排除すべきかどうかについて検討した。まず、一九八四年法や実務規範といった手続法に対する違反と証拠排除の関係について

ては、重大で実質的な手続法違反が生じたすべての事例において、証拠が自動的に排除されるのではないという原則に立ち、その上で、裁判所の任務は、「手続の公正さに對して不当な影響が及んだかどうかを検討することではなく、当該証拠が排除されることを正義が要求するほどの不当な影響があつたかどうかを検討することである⁽²⁰⁾」と述べた。そして、取調べの際の捜査官の善意 (good faith) や悪意については、重大かつ実質的な違反が、捜査官らの善意によって治癒できるものではないとした。

上訴裁判所の結論としては、正当な理由なく被告人に法的助言を受ける機会を与えたことが、重大かつ実質的な違反であると評価されること、被告人が後に弁護人と接見した以降は黙秘権行使した事実があること等を理由として、当該取調べに関する証拠が排除された。そして、被告人の有罪を裏付ける他の証拠が乏しかったことから、被告人の有罪判決は破棄された。

以上のように、ウォルシュ事件においては、一九八四年法五八条の役割が公正さを維持することにある点が明確な表現で示された一方で、違反そのものが「証拠排除が要求されるほどに」不当な影響を及ぼしたかどうかを検討する必要のあることも示された。また、手続違反の際の捜査官らの意図（悪意であつたか、善意であつたか）については、手続違反がそれ自体重大かつ実質的なものであれば、仮に善意で行われたとしても、それを治癒することはできないとの結論が示された。

三、非供述証拠に関する事例

二で述べた二つの事例は、いずれも取り調べに関連して出現した証拠に関するものである。他方で、非供述証拠は、その獲得過程において違法が介在したとしても、当該証拠そのものが変質するわけではない。このような証拠

の採否について、裁判所はどのような見解に立っているのであるうか。ここでは、非供述証拠についての裁量排除が認められた一九九五年のナザニール事件 (*R v. Nathaniel*)⁽²²⁾ を例に、検討してみることとする。

本件は、一九八九年に起きた強盗強姦事件（第一事件）に関するものであり、被告人は一九九四年に刑事法院で有罪判決を受けたが、その証拠となつたのが一九九一年に起きた強姦事件（第二事件）に関連して被告人から獲得された血液サンプルに関するものであつたために、問題となつた事例である。被告人が有罪判決を受けた第一事件の証拠となつたのは、同人の血液から判明したDNA型であり、これが第一事件の被害者の身体から採取された犯人の精液のDNA型と一致したというものだった。しかし、そもそもこの血液は、第二事件の捜査の過程で被告人から同意を受けて採取したものであり、被告人は第二事件について逮捕・訴追されたが、一九九二年には無罪判決を受けていた。事件当時の一九八四年法六四条は、犯罪の嫌疑が解消したときは、当該犯罪の捜査のために採取した指紋や身体標本を破棄しなければならない旨を定めており⁽²³⁾、被告人は、身体標本（本件では血液）の採取にあたって、もし無罪であれば、同条に従い、当該標本とDNA情報を破棄するよう捜査官に伝えていた。しかし、捜査官は、被告人が第二事件で無罪判決を受けた後、当該DNA情報を破棄せず、一九九三年になつてこれがデータベースに登録された。そして、のちに、そのデータベースにより、第一事件の被害者から採取した犯人のDNA型との一致が判明し、これを根拠に逮捕され、改めて被告人の毛髪を採取してDNA型を検出した結果、犯人との同一性が確認されたため、本件が訴追されたという経緯である。

刑事法院での公判において、血液から採取されたDNA情報は、違法に保管されていたものであり、これを証拠として用いることは七八条にいう不公正な場面に当たること、そしてこの血液からのDNA情報がなければ、被告人は逮捕されることとはなかつたのであり、逮捕後に採取された毛髪についても、逮捕が違法であり、または少なく

ともこれを証拠として用いることは不公正であることを根拠として、被告人は、これらすべてのDNAに關する証拠を排除すべき旨を被告人が申し立てた。

このような主張に対し、刑事法院は、血液については、第一に、もともとは適法に獲得されたものであったこと、第二に、捜査の過程で捜査官の悪意はなかったこと、第三に、当該証拠は科学的証拠であり、高度な証拠価値を有すること等を理由として却下した。他方、毛髪については、合理的な根拠に基づいて被告人は逮捕されたのであり、適法な逮捕の後に獲得された証拠もまた適法であるとの判断を下した。このように、DNA情報の管理について六四条違反があつたことは認めつつも、刑事法院は証拠排除を行わず、被告人は有罪判決を受けたため、これに対して上訴した。

上訴裁判所は、第二事件の際に採取された血液と、第一事件に関する逮捕の後に採取された毛髪についてそれぞれ以下のように判断した。

まず、毛髪については、捜査官は、DNA型が犯人と一致したとの情報に基づいて被告人を逮捕し、毛髪を採取したにすぎず、逮捕の根拠となつた情報が六四条に違反して保管されていた血液であつたとしても、そのことが当該逮捕を違法なものとするわけではないという見解に立つた。このことは、DNA鑑定の重要性が増していく當時の状況において、重大犯罪の捜査について「公共の責務」を怠るわけにはいかないという観点から導かれた結論であつた。⁽²⁾したがつて、本件での逮捕は適法であり、毛髪の採取も適法であるから、当該証拠を排除しなかつた刑事法院の判断は、支持された。

他方で、血液に関しては、上訴裁判所は異なる見解を示した。当時、すでに、証拠が制定法に違反して獲得され、または保管されていたという事実があつたとしても、当該証拠が必ず排除されるわけではないという見解が定着し

ており、血液の排除の要否については、さらなる検討が必要とされた。本件で着目されたのは、血液を採取した時点での被告人の立場と、その採取の際の条件であった。

上述のとおり、血液の採取は、被告人が無罪となつた第二事件に関して行われたものであつたが、被告人は、第二事件の目的にのみ血液サンプルが用いられるとの認識の下で血液の採取に同意しており、第二事件で訴追され、無罪になつた場合には、これを破棄するという実務規範の規定が守られると認識していたという。結局は、当該血液は、破棄されることなく、別事件の捜査に用いられたのであるから、上訴裁判所は、本件には、単なる制定法違反のみならず、被告人に対する誤導がみられたと評価している。⁽²⁵⁾ さらに、被告人は、血液採取の際、仮に血液の採取を拒否するとしたら、第二事件の裁判を担う陪審員らが、拒否の事実から被告人にとつて不利益な推認をする可能性があるとも告げられていた。上訴裁判所は、以上のような点を指摘したうえで、被告人に対するDNA証拠破棄の約束を履行せず、制定法に違反して標本が保管された場合には、当該証拠の証拠能力を認めることは、手続の公正さに不当な影響を及ぼすとの結論に立ち、当該証拠を排除し、有罪判決を破棄した。⁽²⁶⁾

四、「重大かつ実質的な違法」を判断する要素

二のキーナン事件において、ホッジソン判事が明確に述べているように、証拠排除の場面においては、単に手続法に対する違反があつたことではなく、その違法が重大かつ実質的であつたことが必須の要素となつていて。この「重大かつ実質的な違法」がどのように判断されたのかについて、上述の事例をもとに若干の検討を加えたい。

① 違法の程度

上述の事例を見る限り、証拠の採否を決するにあたって、個々の行為の違法の程度が測られているというわけではない。例えば、キーナン事件においては、結論としては取り調べに関する証拠の排除が認められたが、その根拠となる違法行為それ自体について十分な検討が加えられた様子は判決文の中には認められない。また、一九九二年のオリファン特事件 (*R v Oliphant*)⁽²²⁾ や一九九〇年のダンフォード事件 (*R v Dunford*)⁽²³⁾においては、キーナン事件やウォルシユ事件において行われたのと同様に、取調べの際の実務規範違反がみられたが、後述する理由によつて、証拠排除はなされなかつた。一見して明らかに軽微と認められる違反しか存在しない場合は別としても、このように、裁判所の関心は、違法行為の態様や程度そのものにはないものと思われる。

② 証拠収集過程における検査官の悪意

ウォルシユ事件の第一審においては、検査に当たつた検査官が、実務規範等に違反した場面において「善意」であつたことが、証拠排除をしない理由の一つに数えられたが、上訴裁判所は、これを明確に拒絶している。同事件を審理したサヴィル判事 (Saville J) は、「[検査官の]悪意が、[軽微な違反を]重大かつ実質的なものにする」とはあるが、その反対は起ららない」と述べている。⁽²⁴⁾ また、一九八八年のアラディス事件 (*R v Alladice*)⁽²⁵⁾においても、上訴裁判所は、「検査官が悪意を持つて行動した」としたら、裁判所は、七八条の下で当該自白が許容できないものと判断するのにはほとんど困難さを感じない。たとえ善意であろうとも、検査官が五八条に違反した場合には、裁判所は、「当該証拠を許容することが手続の公正さに不当な影響を及ぼすかどうか、また自白が排除されるべき程に影響を及ぼすかどうかを決定する必要がある」と述べている。⁽²⁶⁾ このように、証拠収集にかかる検査官の「悪意」が証拠

排除の根拠とはなり得ても、証拠収集過程での違法がそれ自体重大かつ実質的なものと評価されれば、これが善意で行われたからといって、証拠排除を免れないとしているのである。⁽⁴⁵⁾

ただし、捜査官が意図的な違法行為によつて証拠収集をした場合に、証拠排除がなされたとしても、それは、そのような行為に対する抑止を目的とするものではないと考えられている。⁽⁴⁶⁾ このことについては、例えば、一九八八年のメイソン事件 (*R v Mason*)⁽⁴⁷⁾において、ワトキンス判事 (Watkins LJ) が「裁判所は、警察を懲戒する場所ではない」と述べているほか、一九九四年のヒューズ事件 (*R v Hughes*)⁽⁴⁸⁾においては、テイラーパー判事 (Lord Taylor CJ) が「七八条の適用について考える際、裁判官の目的は、実務規範に違反した捜査官……を懲戒または処罰することにはないということは、当裁判所が繰り返し述べているところである」としている。⁽⁴⁹⁾

以上のように、証拠収集過程における捜査官の意図については、第一に、善意が違法を治癒できず、そして第二に、悪意による違法行為を排除する場合であつても、その主眼は違法捜査の抑止にあるのではなく、手続の公正さに影響を及ぼしうる点にあるといえる。⁽⁵⁰⁾

③ 被告人の利益に対する侵害

二であげたキーナン事件、ウォルシユ事件および三であげたナザニール事件においては、いずれも、一九八四年法や実務規範に対する違反が認められた。しかし、上述のように、証拠排除の判断に際して、裁判所の関心は、違反そのものの態様や程度、そして違反に至った捜査官の意図にはなかつたことがうかがえる。では、裁判所が当該違反により獲得された証拠を排除した根拠は、どこにあつたのであろうか。

まず、キーナン事件において着目されたのは、仮に取調べにかかる証拠が許容されたとしたら、これについて争

うためには、被告人が公判において証言をしなければならない危険を負うという点であった。⁽⁴²⁾

次に、ウォルシュ事件においては、正当な理由なく法的助言を受けることができないままに取調べが継続されたが、その後、弁護人が着任すると、被告人は、それ以降は黙秘権行使し始めたという事実が証拠排除の一因となつた。このような事実に鑑みて、当初、法的助言を受けることが拒絶されたことは、被告人の供述に不公正な影響を及ぼしたと認定されたのである。⁽⁴³⁾

また、ナザニール事件においては、第一事件の逮捕と決め手となつた血液について、これが採取された第二事件での捜査の状況を裁判所は重視していた。すなわち、第二事件の捜査の過程においては、被告人は自らの利益のために血液採取について同意をせざるを得ない状況にあり、しかもその同意の際には、第二事件の無罪判決後に証拠が破棄されることを前提としていたのである。このような経緯によつて獲得された証拠が、被告人の意図とは裏腹に保管され、データベースに登録されたのちに、別事件である第一事件の際に用いられたことにつき、裁判所は手続きに対する不公正さがみられると判断したのであつた。

以上の点に鑑みると、これらの事例を通じて明らかとなつたのは、裁判所が証拠排除裁量の行使に当たつて、被告人に対しどのような影響が及んだかを具に検討しているということである。①で述べたオリファン特事件⁽⁴⁴⁾およびダンフォード事件⁽⁴⁵⁾では、取調べの初期段階において、被告人に対し弁護人による法的助言が認められなかつたのではあるが、被告人自身が自らの法的権利に精通していたため、実質的な不利益が生じなかつたことを理由として、証拠排除がなされなかつた。この点から見ても、裁判所の関心が、被告人の被つた具体的な不利益の有無にあることは明らかである。

以上のように、上訴裁判所の一連の判断によれば、裁量証拠排除がなされるのは、「重大かつ実質的な違法」があ

つた場面であり、この「重大かつ実質的な違法」を基礎づけるのは、被告人にとつての具体的な不利益が生じたことであると言える。また、証拠排除の判断には、必ずしも捜査官の悪意といった要素は必要ではなく、仮に悪意のあつた事例において証拠排除がなされたとしても、裁判所はその判断に際し、違法捜査の抑止という観点を意識しているのである。

四、おわりに

以上みてきたように、一九八四年施行直後の上訴裁判所の判断によれば、不公正証拠の裁量排除は、「重大かつ実質的な違法」がみられた場合に行われる。この「重大かつ実質的な違法」の判断基準の中心となるのは、証拠収集にかかる違反行為そのものの性質やその態様というよりは、当該証拠の採用が被告人にとつて不当な不利益となるか、という点であると思われる。具体的には、被告人の捜査段階ないし公判段階における不利益供述に結びつくような取調べ手続の違反や、無罪判決を経た後の廃棄を前提として採取の同意がなされた身体標本などであった。そして、証拠収集過程における違反につき、捜査官らが善意で行動したことは、邇及的に違法の重大性・実質性を治癒しない。同時に、このことは、証拠排除における違法捜査抑止の觀点の欠如を示すものもある。

このように、イギリスの不公正証拠排除は、上訴裁判所の一連の判断を見る限り、わが国の違法収集証拠排除法則とは、その基準を異にするものと思われる。貴族院での判断や、証拠収集過程に明確な捜査官の悪意がみられた事例等については、さらなる検討が必要であるが、今後の課題としたい。

(1) 本稿では、イングランドおよびウェールズを指す。

(2) 同法の邦訳として、法務大臣官房司法法制調査部編『イギリス警察・刑事証拠法／イギリス犯罪訴追法』(法曹会、一九八八年)がある。本稿中、条文の翻訳の参考とした。また、同法の解説として、土屋正三「イギリスの新『警察及び刑事証拠法』(一)～(九・完)」警察研究五六卷三号四六ページ、五六卷四号五〇ページ(以上一九八五年)、五七卷二号一八ページ(一九八六年)、五八卷一号一九ページ、五八卷三号二二ページ、五八卷四号二六ページ、五八卷五号一九ページ、五八卷六号二二ページ、五八卷七号三一ページ(以上一九八七年)がある。一九八四年法とコモン・ローによる裁量証拠排除につき、井上正仁「刑事訴訟における証拠排除」(弘文堂、一九八五年)三二一八ページ以下・同五〇一ページ以下、稻田隆司「イギリスにおける裁量による不公正証拠の排除」「イギリスの自白排除法則」(成文堂、一〇一年)六三一ページ以下等を参照。

(3) See, *Jones v Owen* (1870) 34 JP 769, QB and Kuruma, *Son of Kaniu v R* [1955] AC 197, PC.

一八七〇年のジョーンズ事件では、捜査官が被告人のポケット内を権限なく違法に捜索した結果、禁制品が発見されたが、当該証拠の証拠能力は認められた。また、一九五五年のクルマ事件では、令状なく行われた所持品の捜索の結果、禁制品が発見されたが、証拠獲得段階における違法が証拠排除の根拠とはならないと判示された一方、裁判官の証拠排除裁量が明示された。

(4) Paul Roberts and Adrian Zuckerman, *Criminal Evidence*, (2nd edn., Oxford, 2010), 194.

(5) 実務規範については、以下参照。渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の『実務規範』(一)～(四・完)」判例タイムズ五九五号一八ページ、五九六号二二一ページ、五九七号二六ページ、五九九号二四ページ(一九八六年)、稻田隆司「イギリスの『一九八四年警察および刑事証拠法』の改正『実務規範』(一)」熊大法学一〇一号二二七ページ(一〇〇

111年)、和田進士「イギリス一九八四年警察・刑事証拠法の実務規範の改正について」法芸研究2111巻1号1101111%
(11011年)等。

(6) 拙稿「イギリスにおける証拠排除と手続法違反」岡山商科大学法学論叢110号1ペーパー(110111年)。

(7) David Ormerod and Diane Birch, "The Evolution of the Discretionary Exclusion of Evidence", [2004] Crim LR 767, at 773.

一九八四年法七八条は以下のように規定されていふ。一九八四年法七八条「(1) いかなる手続においても、裁判所は、訴追側の立証の基礎として申請する証拠につきその証拠が獲得されたすべての事情を考慮して、その証拠を許容する」とが当該手続の公正性に有害な影響を及ぼすため、これを許容すべきでないと認めぬときは、その証拠を許容する」とを拒む」とがである。(1) 本条の規定は、裁判所が証拠を排除しなければならないものとする他の法則に影響を及ぼさない。

(8) 先行研究によれば、証拠排除の判断要素として判例にあらわれるものには、以下のようなものがある。(1) 被告人にに対する権利侵害の有無と程度、(11) 犯罪の重大性、(111) 証拠の証明力、(四) 「重大かつ実質的な違法」の基準である。

See, Ian Dennis, *the Law of Evidence*, (3rd edn., Sweet & Maxwell, 2007), 312. 拙稿・前掲注(6)、10ページ以下参照。

(9) *R v Keenan* (1990) 90 Cr App R 1, C.A.

(10) 事件当時、実務規範は以下のように規定されていた。

① 実務規範C-1-111「……被疑者の取調べ」とし、正確な記録をとらなければならぬ。……(i) ……(ii) ハの記録は、記録の採取が実施可能でないと取調べ官が思料する場合、または、記録の採取が取調べの遂行に影響を及ぼすと取調べ官が思料する場合を除いて、取調べ過程を通じてこれらなければならない、供述内容についての逐語的記録を構成す

イギリスにおける不公正証拠排除と「重大かつ実質的な違法」の基準

- るものでなければならぬ……」。②実務規範C—1—六「取調べ過程において、取調べの記録が完了しなかつた場合は、その理由を捜査官の手帳 (the officer's pocket book) に記録しなければならない」。③実務規範C—1—1—2「取調べを受けた者が記録の作成時に警察署内にいる場合、当該記録を読み、正確性を確認したものとして、これに署名するか、または彼がそれを不正確と考えた点について指摘する機会を与えるものとする……」。
- (11) *R v Keenan* (1990) 90 Cr App R 1, at 13.
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) 上訴裁判所は、本件のように、被告人の供述以外の証拠が乏しい事例こそ、実務規範等が保護しようとする利益に反する誘惑が大きく、諸原則の保護が最も必要である場面である、と書いている (*Ibid.*)。
- (15) *Ibid.*
- (16) *R v Walsh* (1990) 91 Cr App R 161, CA.
- (17) 一九八四年法五八条は以下のよう規定されている。
一九八四年法五八条「(一) 逮捕され、警察留置場等に留め置かれている者は、請求により、いつでも内密に弁護人と相談をする権利を有する」((1) 以下略)。
- (18) 事件当時、実務規範は以下のよう規定されていた。
実務規範C—1—1—4「可能な限り、取調べは、適切な気温、明るくおよび換気を備えた取調べ室で行われるものとする」。
- (19) *R v Walsh* (1990) 91 Cr App R 161, at 163.

- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.*
- (22) *R v Nathaniel* [1995] 2 Cr App R 565, CA.
- (23) 現在、同条は修正されたところ。
- (24) *R v Nathaniel* [1995] 2 Cr App R 565, at 570-571.
判決当時、一九八四年法六四条を修正する一九九四年刑事司法および公共秩序法(the Criminal Justice and Public Order Act 1994 (C. 33)) の施行を控えていた。
- (25) 事件当時、一九八四年法六四条は、以下のように規定されていた。
「一九八四年法六四条（一）「（α）犯罪捜査に関連して指紋または身体の標本が採取された場合において、（β）採取された者に対する当該犯罪の嫌疑が解消したときは、その指紋または身体の標本は、手続終結後、可能な限り速やかに破棄しなければならない」（(1)）以下略）。
- (26) *R v Nathaniel* [1995] 2 Cr App R 565, at 571.
- (27) *Ibid.*
- (28) 本件では、血液の証拠能力は否定され、他方で毛髪の証拠能力は認められたが、陪審の有罪言い渡しにおいて支配的な役割を果たした証拠は血液鑑定から判明したDNA型の方であったとして、血液証拠を誤って事実認定に用いたことは「有罪判決にとつて致命的だった」との結論が出された (*Ibid.*, at 571.)。
- (29) *R v Oliphant* [1992] Crim LR 40, CA.
- 本件は、以下ののような事案である。被告人は、銀行強盗の罪で逮捕され、取調べを受けた。初回取調べの際、弁護人な

しの手続がなされた」とを歓迎する趣旨の「」とをほのめかした一方で、強盗罪に関する不利益供述はしなかつた。第一回取り調べの際も、被告人は同様の趣旨のことを述べ、取調べ中、捜査官らは、真実を述べることが被告人の利益になると告げた。この段階になって、被告人は弁護人ととの接見を求め、捜査官らはこれを許容しつつも、継続して取り調べを行つた。この結果、被告人は犯行を全面的に認める供述をした。上訴裁判所では、被告人が弁護人を要求した段階で取調べを中断すべからずあつた」と（実務規範〇六（III）（11）等を根拠に、当該供述に関する証拠の証拠能力が争われた。

- (30) *R v Dunford* (1990) 91 Cr App R 150, CA.
- 本件は、以下のような事案である。被告人は、スーパーマーケットでの強盗未遂につき逮捕され、警察署に連行された。警察署への到着直後、被告人は弁護人の援助を求めたが、捜査官によつて拒絶された。同日に行われた取調べにおいて、被告人は事件への関与を認める供述をした。この供述に関する証拠につき、一九八四年法五八条違反があつたとして、証拠能力が争われた。

(31) *R v Walsh* (1990) 91 Cr App R 161, at 163.

(32) 「この辺は、あなたの事情じねシトム、繰り返し用ひたレジ。See, e.g., *R v McGovern* (1991) 92 Cr App R 228, CA, at 231; *R v Dunford* (1990) 91 Cr App R 150, CA, at 153.

(33) *R v Alladice* (1988) 87 Cr App R 380, CA.

本件は、強盗で逮捕された被告人が、弁護人との接見を求めたが、これを捜査官によつて遅延させられた」とを理由として、被告人が取調べ中に行つた不利益供述の排除が争われた事案である。一九八四年法五八条は、弁護人との接見を遅延させる場合の要件について規定しており、他方で当時の実務規範（附則A（a）C-1）には、弁護人が被疑者に黙秘するよう助言するであらう」とを理由に、弁護人との接見を送らせてはならぬとの規定があつた。上訴裁判所は、「」の遅

廷により被疑者に対する圧迫があったとは認められず、自由の信用性に影響を及ぼしたとする理由もないとし、当該証拠を排除しなかった。

(34) *Ibid.*, at 386.

(35) See, Ian Dennis, *the Law of Evidence*, (3rd edn., Sweet & Maxwell, 2007), 312. 一方でニスは、「証拠収集に際しては、捜査官の明確な悪意に基づく違反が行われた事例については、被告人に及ぼされる不利益について検討すべき」なく、裁判所による証拠排除がなされねどとする。

(36) Peter Mirfield, *Silence, Confessions and Improperly Obtained Evidence*, (Oxford, 1997), 139 and David Ormerod and Diane Birch, *op. cit.*, 781. また、貴族院 (the House of Lords) は、「裁判に顕出された証拠が、警察または訴追側によってもそのような過程で獲得されたかと云う点には、警察または訴追側を懲戒する権限を行使するのは、裁判官の機能ではない」と述べてゐる(at 436.)。また、一九九一年のクリストー事件 (*R v Christou* [1992] 1 QB 979, C.A.) では、

上記の判示を引用し、「同様の」と述べてゐる(at 987.)。

(37) *R v Mason* [1988] 1 WLR 139, C.A.

本件は、取調べの際の捜査官の不適切な言動が問題となつた事例である。放火の罪で逮捕され取調べを受けていた被告人に対し、実際には直接的な証拠が発見されていなかつたにもかかわらず、捜査官は、可燃性の液体の入つた瓶のかけらが犯行現場から発見され、そのかけらに被告人の指紋が付いていたところを伝えた。その後被告人は、当該放火への関与を認める供述をした。上訴裁判所は、被告人やその弁護人に対して欺罔行為が行われたとして、手続の公正さに対する不当な影響があつたないと認め、自由に関する証拠を排除した。

(38) *Ibid.*, at 144.

(39) *R v Hughes* (1994) 99 Cr App R 160, C.A.

本件は、捜索前に一定の情報を被処分者に告知するよう求める規定（一九八四年法二条（11）および実務規範A）に反する行為であった点が問題となつた事例である。公衆トイレ内にいた被告人に対し、捜査官が所持品検査をしようとしたところ、被告人がポケット内に所持していたカンナビス樹脂を口に入れたので、捜査官がそれを吐き出すよう求めたが被告人がこれに応じなかつたため、あごや鼻を抑えるなどして無理やり吐き出させた。上訴裁判所は、捜査官らの違反行為は、被告人自身がカンナビス樹脂を口に入れた行為によつて不可避的に発生したものとして、証拠排除を認めなかつた。

(40) *Ibid.*, at 163.

(41) 捜査官に対する懲戒制度について、丸橋昌太郎「排除法則による違法捜査抑制のメカニズム——イギリスにおける排除法則と懲戒制度をモデルとして——」東京都立大学法学会雑誌四五巻一号三六七ページ（1100五年）参照。

(42) P・マーフィールドは、「よつたな場面について、「被告人の防御が敗北するかどうかは、彼の性格や前科次第であるにもかかわらず、いずれにせよ証言をしなければならない」としたる……、裁判官が達成する結論とは、被告人が種々の点でいには不利な立場になるかもしれない」ということ、そして予想できない危険は当然冒されるべきではないことである」と述べている。See, Peter Mirfield, *op cit*, 138-139.

(43) ウォルシュ事件の事実審において、裁判官は、弁護人の不存在が被告人の供述に影響を及ぼさなかつたという見解をとっていたが、上訴裁判所は、この点につき明らかにするのは困難であり、事実審裁判官がこの点につき誤った前提に依拠していたものと判断した（*R v Walsh* (1990) 91 Cr App R 161, at 163.）。

(44) 上訴裁判所は、弁護人の法的助言を受けられないとが、被告人の権利に対する著しい侵害に当たるとしながらも、本

件においては被告人自身、自らの法的権利について熟知しており、弁護人によつてなされるべき法的助言はなかつたとして、自白は自らの意思に基づくものであつたと認定し、本件における弁護人の不在は、手続の公正さに不当な影響を及ぼさなかつたと判断した。*See, R v Oliphant* [1992] Crim LR 40, at 40-41.

(45) 上訴裁判所は、一九八四年法五八条違反があつたことは認めつつも、被告人には逮捕歴があり、黙秘権を行使できる」とや調書への署名を拒絶できる」という知識があつたのであるから、弁護人がついていたとしても、被告人の権利についてそれ以上に助言をできたかどうか疑問であるとして、証拠排除を認めなかつた中央刑事裁判所の判断を支持した。*See, R v Dungford* (1990) 91 Cr App R 150, at 154.